

平成十三年四月十三日受領
答弁第四三三号

内閣衆質一五一第四三号

平成十三年四月十三日

内閣総理大臣 森 喜 朗

衆議院議長 綿 貫 民 輔 殿

衆議院議員佐藤謙一郎君提出ブラックバス等外来魚に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員佐藤謙一郎君提出ブラックバス等外来魚に関する質問に対する答弁書

一について

外来魚の中にはブラックバス、ブルーギル等、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第五項第五号に規定する第五種共同漁業に係る漁業権に基づき内水面漁業協同組合等が増殖している水産動物を捕食している魚種が存在すること及び内水面における漁獲量が近年減少傾向にあるという事実は把握しているが、これらの外来魚（以下「ブラックバス等」という。）に起因する内水面における漁獲量の減少の具体的数値は把握していない。

二について

在来の水産動物に悪影響を与えるとされるブラックバス等については、無秩序な生息域の拡大を防ぐことが重要であり、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定に基づき、都道府県知事が規則を定め、ブラックバス等の移植を制限しているところである。

また、水産庁においては、都道府県等が行うブラックバス等の移植制限や駆除事業、繁殖抑制事業への取組に対し支援を行っているところである。

ブラックバス等については、生息数を減らしていくことを基本としつつ、地域によっては第五種共同漁業の対象として認められていること等の実態も踏まえ、広く関係者の意見を聴きながら更に有効な管理方策について検討してまいりたい。

三について

環境省においては、ブラックバス等は在来の水産動物を捕食する等によって、地域固有の生態系に悪影響を及ぼしているものと認識している。

このため、環境省では、平成十二年度から二か年の期間で専門家による野生生物保護対策検討会移入種問題分科会を設置して、外来魚に限らず、野生生物全般の移入種問題への対応方針について検討を行ってきているところであり、今後、関係省庁とも連絡調整を図りつつ、更に検討を進めていきたいと考えている。

四について

御指摘の事例については、これらの移植が地域固有の生態系に与える悪影響について具体的には承知していないが、一般的には、増殖目的で種苗等を放流する際には、地域固有の生態系に配慮して行うことが

求められ、必要があれば関係者を指導してまいりたい。